

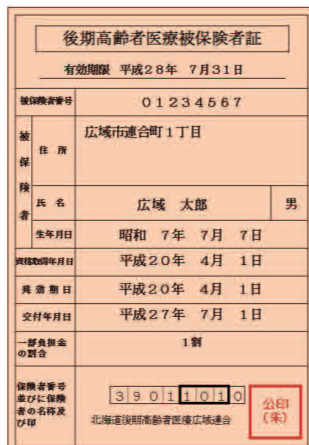
後期高齢者医療制度のお知らせ ～保険証(被保険者証)の一斉更新について～

◆ 保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、オレンジ色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日までです。
- 紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、保健福祉課医療保険係までお申し出ください。



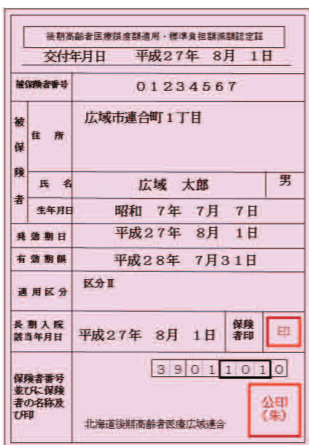
新しい保険証はオレンジ色です

◆ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成27年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からは、ピンク色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、保健福祉課医療保険係へ申請してください。



減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・高齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証はピンク色です

◆ 医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、今回の発行は、9月(平成27年1月～6月の医療費を対象)に行います。

● 新たに発行をご希望の方はご連絡ください

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または保健福祉課医療保険係へご連絡ください。(電話でのご連絡だけで手続きできます。)

- すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。
- この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。
- ※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

【お問い合わせ先】
北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
☎ 011 (290) 5601

または
小清水町役場
保健福祉課 医療保険係
☎ (62) 4473 (内線259)

平成27年度分の国民健康保険料を算定しました。
保険料の納期内納入にご協力をお願いいたします。
国民健康保険料は、平成20年度から「医療保険分」「後期高齢者支援金」「介護納付金(40歳～65歳未満の方)」を合わせた額を保険料として納めていただきます。
本年度の限度額は、「医療保険分」が52万円、「後期高齢者支援金」が17万円、「介護納付金」が16万円となります。

◎平成27年度の保険料率

・医療保険分+後期高齢者支援金 《一世帯平均保険料 286,040円》

年 度	限 度 額	保 険 料 率			
		所得割	資産割	均等割	平等割
平成27年度	690,000円	6.80%	67.55%	26,000円	32,000円
(医療分)	520,000円	5.28%	52.46%	19,900円	24,500円
(後期支援分)	170,000円	1.52%	15.09%	6,100円	7,500円
平成26年度	670,000円	7.80%	64.34%	25,400円	31,500円
(医療分)	510,000円	5.86%	48.42%	19,200円	23,800円
(後期支援分)	160,000円	1.94%	15.92%	6,200円	7,700円
比較 (H27-H26)	20,000円	-1.00%	3.21%	600円	500円

・介護納付金(40歳以上65歳未満の方) 《一世帯平均保険料 52,949円》

年 度	限 度 額	保 険 料 率			
		所得割	資産割	均等割	平等割
平成27年度	160,000円	1.02%	11.68%	7,400円	5,500円
平成26年度	140,000円	1.22%	11.66%	7,400円	5,600円
比較 (H27-H26)	20,000円	-0.20%	0.02%	0円	-100円

低所得軽減割合について

一定所得以下の世帯では、所得に応じ『7割軽減』『5割軽減』『2割軽減』が適用されます。
(対象の方には、決定明細の減額内訳に減額割合・減額金額を記載しております。)

こんなときは、届出が必要です。

- ① 社会保険(国保以外の健康保険)に加入したとき
- ⇒ 会社から勤め、保険証を会社から交付されたときなど
- ② 社会保険(国保以外の健康保険)から離脱したとき
- ⇒ 会社から離職し、保険証を返納したときなど

非自発的失業者の保険料軽減について

倒産・解雇や雇い止めなどによる離職で失業等給付を受けられている方は、保険料の軽減の対象となる場合があります。詳しくは左記担当までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】
医療費に関すること
保健福祉課医療保険係
☎ (62) 4473
・保険料に関すること
町民生活課税務係
☎ (62) 4479